

平成27年度第5回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成27年9月11日（金）
午前9時30分～11時20分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

(1)人の心身又は生活の保護又は支援を目的とする個人情報の取り扱いについて

【担当：市民部市民サービス政策室】

【概要】

個人情報保護制度への過剰な反応により、適切な情報連携ができていないことと、行政の支援を受けるべき者の把握が不十分になるおそれがあることから、人の心身又は生活の保護又は支援を目的とした個人情報の収集目的外利用や外部提供について、個人情報保護条例の規定に基づき実施しようとするものである。

また、実施にあたり、現行の個人情報保護条例の解釈又は改正のいずれが適切かについて意見を聴くものである。

保護【質疑応答】

委：改正案について、「各附属機関に意見を聴いて定める者」とは個人か、大まかな対象か。

市：大まかな対象のみを各附属機関に諮問し、個人情報保護条例施行規則で列挙して規定する。各対象者について情報連携すべきかどうかは、各担当部署で個別に判断する。

例えば、債権管理機構が国民健康保険の保険料の滞納世帯について、納付交渉に伴って生活状況を把握し、生活が困窮しているため支援が必要だと判断した場合、個人情報保護条例第10条第3号（案）（資料1別紙2参照）に基づき本人の同意無く、市の福祉部局に情報提供するといった流れを想定している。

委：追加する第3号案は対象者を絞るだけで、連携の必要性は担当部署の判断によるため、第2号と同様の趣旨ではないのか。

市：第2号の規定は、個人情報保護法と同様の考え方で規定しているものであるが、抽象的な表現のため、事務担当者が「結果の利益を保障しなければならない」と適用を躊躇するおそれがある。そこで、第3号案を追加し、適用できる場合を明確にすることで運用しやすくしたい。

委：改正案を読むと、第2号「明らかに本人の利益になる場合」に比べて、第3号案の「心身又は生活の保護又は支援の目的のため、必要があると認められる場合」の方が、適用範囲が広い印象を受ける。「心身又は生活の保護又は支援の目的」は「明らかに本人の利益」であることは間違いないと思われることから、第3号案は第2号の例示だと分かるような表現に変えることが望ましい。

委：具体例があった方が現場は運用しやすいため、条例改正による方が適切

である。ただし、現場の判断の容易さと個人情報の保護が調和した表現として、文言を検討すべきである。

委：第2号及び第3号の関係性並びに法令の適用範囲について確認し、誤解のない表現を検討するよう附帯意見を付すものとする。

【答申】

下記のとおり附帯意見を付記し、個人情報保護条例の改正により新たな条件を追加する方法がより適切であると判断する。

記

第10条第2号と第3号の関係について、検討・確認されたい。

すなわち、自治体の個人情報保護条例においても個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を尊重すべきであるので、3号の規定においては、2号の規定より緩い要件で目的外利用・外部提供を認める場合がある、との誤解を受けないようにすべきである。3号の規定は、2号の規定により目的外利用・外部提供が認められる場合のうち、対象者及び「明らかに本人の利益になる場合」を明示して、運用しやすくするものである、ということが明確になっているかについて、検討・確認されたい。

(2) 市民相談システム・要連携生活相談システムについて

【担 当：市民部市民サービス政策室】

【概要】

本市が行う市民相談業務及び要連携生活相談業務において、関係各課・室等への情報連携を円滑に行えるように支援するため、市民相談システム及び要連携生活相談システム（以下、相談システムという。）を構築することに伴い、個人情報の電算処理に関して意見を聴くものである。

【質疑応答】

委：マイナンバー情報は対象としているか。

市：していない。

委：庁内連携ネットワークを使った連携システムであると思うが、インターネットとの接続はしないと考えてよいのか。

市：各端末はインターネットとつながっているが、相談システムのデータベースとはファイアウォールで区切っている。システムからはメール送信のみ（受信はできない）できる。

委：受信しないとはいえ、完全にクローズな環境ではないので、情報政策部門とセキュリティ対策についてよく相談すること。

委：いじめや虐待等、警察に通報した方がよいと思われる場合は、このシステムでやり取りするのか。

市：そういった案件は本システムに馴染むかどうか分からないため、市民相談及び要連携生活相談のうち生活困窮者と思われるかたのみ入力することとしている。対象外の案件は、従来どおり紙等でのやり取りを行う。

委：住基システム等との連携はするのか。

市：しない。

委：相談システムを利用する職員数はどれくらいか。

市：キャッチアップ課（連携課）として 12 部署を想定しており、約 40～50 人になる見込み。

委：市民相談や生活保護の相談は市の職員が対応しているのか。

市：生活保護の相談については、生活困窮者支援事業として NPO に委託し、委託職員が市の窓口で行っている。受けた相談は、事業担当課が連携の必要性を判断しながら入力する。システムの入力については、委託契約の範囲内で市職員又は委託職員が行う。

【答申】

「適切である」と答申する。

日程第 2 その他

次回は平成 27 年 10 月 9 日（金）午前 9 時 30 分から開催予定である。9 月 25 日までに諮問案件がない場合は開催しない旨を確認した。